

**長岡市社会福祉協議会 訪問介護ながおか
障害福祉サービス（同行援護）契約書別紙兼重要事項説明書**

※当事業所は、新潟県の指定を受けております。
(新潟県指定 第1510200361号)

この重要事項説明書は、当事業所とサービス利用契約の締結を希望される方に対して、社会福祉法第76条に基づき、事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約を締結する前に知っておいていただきたいことを事業者が説明するものです。

1. 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	社会福祉法人 長岡市社会福祉協議会
主たる事務所の所在地	〒940-0071 長岡市表町2丁目2番地21
代表者（職名・氏名）	会 長 野 口 正 博
設立年月日	昭和26年9月1日
電話番号	0258-32-1442

2. 事業所の概要

事業所の名称	長岡市社会福祉協議会 訪問介護ながおか
サービスの種類	同行援護
主たる対象者同行援護	視覚障害を有する身体障害者・視覚障害を有する障害児（身体に障害のある児童のみ）・難病患者
事業所番号	1510200361
指定年月日	平成30年 1月 1日
事業所の所在地	〒940-0093 長岡市水道町3丁目5番30号
電話番号	0258-39-2247
管理者の氏名	本間 和子
通常の事業の実施地域	長岡市

当事業所では、以下の出張所を設置しています。

出張所	所在地	電話番号
ふそきヘルパーステーション	長岡市新保町 1399 番地 3 長岡市高齢者センターふそき内	(0258) 25-3395
なかのしまヘルパーステーション	長岡市中野中甲 1666 番地 2 長岡市サンパルコなかのしま内	(0258) 25-3395 (ふそきヘルパーステーションで対応)
みやうちヘルパーステーション	長岡市曲新町 566 番地 7 長岡市高齢者センターみやうち内	(0258) 39-0301
やまこしヘルパーステーション	長岡市山古志虫亀 219 番地 2 長岡市山古志地域福祉センターなごみ苑内	(0258) 39-0301 (みやうちヘルパーステーションで対応)

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、外出時において、当該利用者に同行し、移動に必要な情報を適切かつ効果的に提供するとともに、移動の援護、排せつ及び食事等の介護その他の当該利用者が外出する際に必要な援助を適切かつ効果的に行うことにより、障害者の福祉の増進を図ることを目的とします。
運営の方針	利用者又は障害児の保護者の意思及び人格を尊重し、常に利用者又は障害児の保護者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、地域及び家庭との結び付きを重視し、市町村、他の指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。また、新潟県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成 27 年新潟県条例第 27 号）その他の関係法令等を遵守し、事業を実施します。

4. 営業日時

営業日	毎 日
営業時間	午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで ただし、利用者の希望に応じて、上記営業時間に関わらずサービスを提供します。

5. 事業所の職員体制（令和 6 年 4 月 1 日現在）

従業者の職種	勤務の形態・人数
介護福祉士	常勤 1 2 人、 非常勤 人
介護職員初任者研修課程 修了者	常勤 人、 非常勤 人

6. 提供するサービスの内容と料金および利用者負担額について

（1）提供するサービスの内容について

サービス区分と種類	サ ー ビ ス の 内 容
同行援護計画の作成	利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた同行援護計画を作成し、必要に応じて見直しを行います。
同 行 援 護	外出時において、移動に必要な情報提供（声かけ、代筆、代読等）を行うとともに、移動の援護、排せつ及び食事等の介護、その他の外出する際に必要な援助を行います。

（2）訪問介護員の禁止行為

訪問介護員はサービスの提供にあたって次の行為は行いません。

- ①医療行為
- ②利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ③利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ④身体拘束その他利用者の行動を制限する行為
(利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむ得ない場合を除く)
- ⑤利用者又は家族に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他の迷惑行為

(3) 提供するサービスの料金と利用者負担額について

提供するサービスについて、厚生労働省の告示の単価による利用料が発生します。

利用者負担は、サービス量と所得に着目した負担の仕組み（1割の定率負担と所得に応じた負担上限月額の設定）となっています。

※ 障害福祉サービスの定率負担は、所得に応じて負担上限月額が設定され、1月に利用したサービス量にかかわらず、それ以上の負担は生じません。

詳しくは、お住いの市町村にお尋ねください。

◆ 利用料金の目安は、次表のとおりです。

【同行援護サービス費】

所要時間	利用料	自己負担額
30分未満	1,910円	191円
30分以上1時間未満	3,020円	302円
1時間以上1時間30分未満	4,360円	436円
1時間30分以上2時間未満	5,010円	501円
2時間以上2時間30分未満	5,660円	566円
2時間30分以上3時間未満	6,320円	632円
3時間以上	6,970円に30分増すごとに660円加算	697円に30分増すごとに66円加算

※ サービス提供時間数は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、同行援護計画に位置づけた時間数によるものとします。なお、計画時間数と実際にサービス提供に要した時間が大幅に異なる場合は、同行援護計画の見直しを行います。

※ サービス提供を行う手順書等により、市町村が2人派遣を認めた場合は、利用者の同意のもと訪問介護員2人を同時派遣しますが、その場合の費用は2人分となり、利用者負担額も2倍になります。

※ 利用者の体調等の理由で同行援護計画に予定されていたサービスが実施できない場合、利用者の同意を得てサービス内容を変更することができます。この場合、事業者は変更後のサービス内容と時間により利用料金を請求いたします。

※ 介護給付費等について事業者が代理受領を行わない(利用者が償還払いを希望する)場合は、介護給付費等の全額をいったんお支払いいただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えてお住まいの市町村に介護給付費等の支給（利用者負担額を除く）を申請してください。

【加算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	加算額	
		基本利用料	利用者負担金
初回加算	新規の利用者へサービス提供した場合（1月につき）	2,000円	200円
利用者負担上限額管理加算	利用者及びその世帯としての上限額を超えて事業者が利用者負担額を徴収しないよう、利用者負担額の徴収方法の管理を行った場合（1月につき）	1,500円	150円

緊急時対応加算	利用者や家族等からの要請を受け、緊急にサービスを提供した場合（1回につき）	1,000円	100円
夜間・早朝、 深夜加算	夜間（18時～22時）又は早朝（6時～8時）にサービス提供する場合	上記基本部分の25%	
	深夜（22時～翌朝6時）にサービス提供する場合	上記基本部分の50%	
障害支援区分3に該当する場合 ※平成30年4月以降に支給決定を受ける場合		上記基本部分の20%	
障害支援区分4に該当する場合 ※平成30年4月以降に支給決定を受ける場合		上記基本部分の40%	
特別地域加算	長岡・栃尾・越路・小国・山古志・川口地域、三島・和島地域の一部にお住まいの方に訪問した場合（豪雪地帯対策特別措置法の規定による特別豪雪地帯に該当しているため）	上記基本部分の15%	
福祉・介護職員 処遇改善加算Ⅰ	当事業所では当該加算の算定要件を満たしています。※令和6年5月末終了	上記基本部分と各種加算の合計の27.4%	
福祉・介護職員等 ベースアップ等 支援加算	当事業所では当該加算の算定要件を満たしています。※令和6年5月末終了	福祉・介護職員処遇改善加算Ⅰを除く上記基本部分と各種加算の合計の4.5%	
福祉・介護職員 処遇改善加算Ⅲ	当事業所では当該加算の算定要件を満たしています。※令和6年6月より算定	上記基本部分と各種加算の合計の34.7%	

（４）その他の費用について

サービス提供に当たり必要となる訪問介護員の公共交通機関等の交通費、入場料、利用料等の実費は、利用者が支払うものとします。

7. 利用料の請求および支払い方法について

上記の利用料（利用者負担分の金額）は、1か月ごとにまとめて請求しますので、次のいずれかの方法によりお支払いください。

支払い方法	支払い要件等
口座引き落とし	サービスを利用した月の翌月の末日（金融機関休業日の場合は翌営業日）に、指定口座より引き落とします。引き落としに要する手数料は、事業者が負担します。
銀行振り込み	サービスを利用した月の翌月の末日（金融機関休業日の場合は翌営業日）までに、事業者が指定する口座に振り込みをしていただきます。振り込みに要する手数料は、利用者負担とさせていただきます。

8. 個人情報の利用

当事業所は、利用者の個人情報を下記の目的に利用し、その取り扱いには細心の注意を払います。

（１）介護・福祉サービスのために

- ①当事業所での障害福祉サービスの提供
- ②他の介護・福祉サービス施設等との連携、照会への回答

（２）障害福祉サービス費用等の請求のために

- ①障害福祉サービス費審査支払い機関への給付費請求書の提出
- ②障害福祉サービス費審査支払い機関または保険者からの照会への回答

（３）事業所管理運営業務のために

- ①利用者の受け入れ等の管理
- ②事故等の報告

- ③損害賠償保険などに係る保険会社等への届出等
 - ④障害福祉サービスや業務の維持・改善のための資料
 - ⑤事業所等において行われる学生等の実習への協力
 - ⑥外部監査機関・評価機関等他の事業者等への情報提供
- (4) 上記各号に関わらず、①法令に基づく場合、②人の生命、身体又は財産の保護に必要な場合、③公衆衛生・児童の健全育成に特に必要な場合、④国等に協力する場合は利用できるものとします。

9. 緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに主治医及び家族等へ連絡を行う等、必要な措置を講じます。

10. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の障害者生活支援センター等及び市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

11. 虐待防止のための措置

当事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、下記の措置を講じます。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会の設置
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 従業者に対する虐待の防止のための研修の実施
- (4) 成年後見制度利用の支援
- (5) 虐待防止に関する責任者及び担当者の設置
- (6) 虐待が発生した場合の市町村への速やかな通報及び市町村等が行う虐待等に対する調査等への協力

12. 業務継続計画の策定

当事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対して必要なサービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

13. 苦情相談窓口

(1) サービス提供に関する苦情やサービス利用等に関する相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

相談窓口	受付日時	月曜日～金曜日 8:30～17:15
	電話番号	0258-39-2247
	担当者	管理者 本間 和子 サービス提供責任者
	面接場所	当事務所の相談室

(2) サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

苦情受付機関	長岡市 福祉課	電話番号 0258-39-2218
	新潟県社会福祉協議会 (新潟県福祉サービス運営適正化委員会)	電話番号 025-281-5609

(3) サービス提供に関する苦情や相談は、下記の第三者委員にも申し立てることができます。

第三者委員	伊 部 登	電話番号 0258-37-0089
	加 藤 徹	電話番号 0258-75-2263

14. 第三者評価の実施状況

第三者評価の実施の有無	なし
実施した直近の年月日	—
実施した評価機関の名称	—
当該結果の開示状況	なし

15. サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

- (1) サービス利用中に気分が悪くなったときは、すぐに職員にお申し出ください。
- (2) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の相談員又は当事業所の担当者へご連絡ください。
- (3) サービス提供にあたっては、複数の訪問介護員が交替で訪問をします。
- (4) 訪問介護員の稼働状況や積雪及び災害等の状況により、ご希望の日時や予定されていた日にサービスの提供ができない場合があります。その場合は他の利用日時を提示するなど協議させていただきます。
- (5) 労働基準法の規定により、6時間を超える勤務の場合は休憩が必要になります。昼食時も食事介助等の支援が必要なため、休憩ができません。また、人材も限られていることから、長時間のサービス提供はお断りする場合があります。
- (6) サービス提供の際、利用者及び利用者の家族等を起因とした行為により、訪問介護員が負傷した場合は、治療費等を請求させていただくことがあります。
- (7) 職員に対して不当な要求、暴力、いやがらせ、パワーハラスメント、セクシャルハラスメント等事業者が不当と認める行為は禁止します。

職員に対して、本人の許可なく写真、動画の撮影をし、音声を録音し、これらをインターネットをはじめ公表する行為は禁止します。